

平成27年10月14日

各 位

東京都港区赤坂9-7-1
株式会社マネースクウェアHD
代表取締役社長 相葉 斉
(東証第一部 コード番号: 8728)
問合せ先 総務・IR部長 北澤 一夫
電話 03-3470-5077(代表)
<http://www.m2hd.co.jp>

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成27年10月14日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に則り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を、当社グループの企業理念である「挑戦 (Challenge) と規律 (Standard)」に基づき、下記のとおり整備し取締役会において決議した。

この基本方針については、以後不断の見直しによって継続的な改善を図り、より適正で効率的な体制の構築に努めるものとする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法第362条第4項第6号、施行規則第100条第1項第4号）

- (1) 当社の取締役は、当社グループの経営管理、統括を行う観点から、コーポレート・ガバナンスの強化に専心し、法令、定款、取締役会決議、「組織規程」及び「職務権限規程」その他の主要な社内規程に基づき、職務を執行する。
- (2) 当社の使用人は、「職務権限規程」及び「職務権限表」その他の職務の執行に関する社内規程に従い、適切に業務を執行する。
- (3) 当社の役職員は、「コンプライアンス・ポリシー」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」に則り、コンプライアンス上の課題を認識し、内部通報制度を含む法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- (4) 内部監査室は、監査計画に基づき、当社グループ全ての部門に対して定期的な内部監査を行い、各被監査部門責任者及び各取締役並びに監査役会に対し報告を行うものとする。

(5) 前各項の実効性を確保するため、当社グループで組織する「内部統制委員会」を創設する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（施行規則第100条第1項第1号）

当社の取締役は、法定文書のほか職務執行に係る重要な情報記録については、「文書管理規程」等に基づき保存・管理する。

また、当社グループにおける情報の開示を必要とする重要情報については、開示を所管する専門部署を設置し、取締役の権限で適切かつ速やかに公開する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（施行規則第100条第1項第2号）

当社は、当社グループにおけるリスク管理の重要性を認識し、「リスク管理規程」、「危機管理規程」及び「システムリスク管理規程」等に基づき、グループが抱えるリスクに適切に対処し、統括する。

また、昨今新たに想定される自然災害、システム障害、情報セキュリティ事故及びサイバーセキュリティ事故等不測の事態に備え、「情報セキュリティ運営委員会」を新設し、情報資産保護体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（施行規則第100条第1項第3号）

当社取締役会は、代表取締役による統括管理に基づき取締役の管掌役員制の強化と当社グループにおける委員会制度を創設することにより、担当取締役の責任の明確化並びに喫緊の経営課題に対する意思決定の迅速性及び効率性を確保する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制（施行規則第100条第1項第5号）

(1) 当社は、各子会社の役職員の職務執行の状況を適切に把握するため、子会社の事業における重要事項の決定に際しては、事前に当社と協議をすることを必須とする等の報告体制を確保する。

(2) 当社は、各子会社の役職員に、当社グループにおけるリスク管理の一翼を担うという意識を共有させるとともに、適時関係規程等の整備をするよう求め、グループのリスクを把握できる体制を確保する。

(3) 当社は、各子会社の取締役等の職務執行が、迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。

(4) 当社は、各子会社の役職員が、法令並びに各社の定款、「職務権限規程」及び「職務権限表」その他の職務の執行に関する社内規程に従い、適切に業務を執行するための体制を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性等に関する事項（施行規則第100条第3項第1号、2号、3号）

(1) 監査役は、監査が実効的に行われることを確保するために必要として、その職務を補助すべき使用人を置くことを判断した場合は、使用人のなかから当該職務に必要な者を指名し、補助業務にあたらせることができる。

(2) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な員数等について、監査役と取締役が適宜協議のうえ、決定するものとする。

(3) 前2項の監査役を補助する使用人は当該指示及び業務に関して取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとする。

(4) 当社は第1項及び第2項の監査役を補助する使用人の身分保障を確保する体制を整備する。

7. 監査役に報告をするための体制及びその保護体制（施行規則第100条第3項第4号、5号）

(1) 当社グループの役職員は、当社監査役の要請があったときには、これに応じて必要な報告を行わなければならない。

- (2) 当社グループの役職員は、当社監査役に対して、法令及び定款に違反する事項、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の結果、内部通報制度に基づく通報状況、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実等について適時報告する体制を整備し、監査役の情報収集と意見交換が適切に行えるよう協力する。
- (3) 当社は、当社監査役に対し前2項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. 監査役職務執行に要した費用の償還その他監査役の監査が実効的に行われること等を確保するための体制（施行規則第100条第3項第6号、7号）

- (1) 監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的及び随時に意見交換を実施し、相互の連携を図ることにより監査の実効性を確保する。
- (2) 監査役が監査の実施にあたり、法律上の判断を必要とする場合においては、随時弁護士、公認会計士その他の外部専門家に助言を求める機会が保障される。
- (3) 監査役がその職務を遂行するうえで生じた費用は、監査役の職務の執行に必要でないと証明できる場合を除き、費用の前払いも含め会社に対して請求できる。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

本基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制に関するガイドライン」に基づき、連結決算のルールに則り、財務報告の信頼性を確保する内部統制を構築する。

以 上